

仕様書

1 件 名 子ども家庭支援センター「たち」防火対象物・防災管理定期点検業務

2 履行場所 府中市宮町 1 丁目 5 0 番地 くるる 3 階

3 業務内容

(1) 防火対象物点検

ア 消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項に基づいて防火対象物点検を行い、終了後 1 月以内に点検結果報告書の作成並びに市及び所轄の消防署への報告を行う。

イ 点検に当たっては、防火対象物点検資格者を 1 名配置する。

ウ 防災物品確認

エ 避難経路確認

オ 各種届出書類確認（選任届、消防計画、消防訓練、消防設備点検票等）

カ 防火管理者へのヒアリング

(2) 防災管理点検

ア 消防法第 3 6 条第 1 項に基づいて防災管理点検を行い、終了後 1 月以内に点検結果報告書の作成並びに市及び所轄の消防署への報告を行う。

イ 点検に当たっては、防災管理点検資格者を 1 名配置する。

ウ 転倒防止対策確認

エ 避難経路確認

カ 各種届出書類確認（選任届、消防計画、消防訓練、消防設備点検票等）

キ 防災管理者へのヒアリング

(3) 点検日等

1 年につき 1 回とし、施設の 3 月の休館日とする。ただし、市が認めたときは、この限りでない。

(4) その他

動作・試験確認等については、点検結果に判定を記入すること。